複数管理権原が単一となる防火管理に係る消防計画作成チェック

	作成する内容	必要項目	作 成 チェック					
I	的及びその適用範囲							
	1 目的	0						
	2 適用範囲	©						
П	管理権原者及び防火管理者の責務							
	1 各火元責任者の責務	0						
Ш	全体についての防火管理業務							
	1 火元責任者の管理する範囲等	0						
	1の2 防火管理業務の一部委託	•						
	2 自衛消防訓練	0						
	3 避難施設等の維持管理及びその案内	0						
	4 自衛消防活動等	0						
	5 消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導	0						
	6 教育・資格管理業務	0						
	7 震災対策	0						
IV	雑則							
別	記 防火対象物の管理権原者・火元責任者の管理する範囲 (避難経路を矢印・消火器の位置を●印共に赤色で記入すること)							
別才		0						
	- 2	A						
別才		<u> </u>						
別才		©						
	別表 4 防火管理業務の委託状況 🔺							
別才		©						
別才		0						
別沒	(様式3及び作成例)南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法							
その他								

- (備考)1 ◎印は、消防法第8条第1項に定める防火対象物の全体についての消防計画を作成する上で、必要な項目である。
 - 2 ○印は、消防計画を作成する上で定めることが望ましい項目である。
 - 3 ▲印は、該当する場合に定める項目である。
 - 4 作成チェック欄は、防火管理者が、当該防火対象物全体の消防計画を作成するに当たり、必要項目を確認し、作成したものについて「**✓**」印でチェックする。
 - 5 防火対象物の実態にあわせて作成した別表・別記・別図については、別表等の空欄に記入する。

消防計画作成 (変更) 届出書

		年 月	日
今治市消防長 殿			
	5火		
	管理者		
	5災		
<u>住</u>	所		
氏	2 名		EID
四年の1476 防火 然間に反			
別添のとおり、 防災 管理に係 防災	る消防計画を作成(変更)した	こので届け	出ます。
防火対象物			
又はの所在地			
建築物その他の工作物			
防火対象物			
又はの名称			
建築物その他の工作物			
(変更の場合は、変更後の名称)		T	
防火対象物		 令別表第	<u>.</u> 1
又はの用途の用途		11 11117	, 1
建築物その他の工作物		()項	i l
(変更の場合は、変更後の用途)		() -)	-
その他必要な事項			
(変更の場合は、主要な変更事項)			
※ 受 付 欄	※ 経 過	欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 「防火 の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

防火対象物全体の防火管理に関する契約書

令和 年 月 日

消防法第8条第1項に基づく防火管理者として、下記の当該防火対象物に関わる賃借人等 (以下「火元責任者」という)が有する管理の範囲を含む、各賃貸借部分・共用部分等を含め る防火対象物全体(以下「当該防火対象物全体」という)の防火管理上の業務を実施します。

防火管理者

住	所	
役	職	
氏	名	

- 1 上の者を「防火管理者の資格を有する者であるための要件について」に基づく権限を付与し、厳守することをもって防火管理者として選任します。
- 2 自らの管理する範囲の責任については、自らにあり、防火管理者に責任転嫁するものでは ないことを申し添えます。

記

番号		火元〕	責任者の住所	• 氏名等	
NO.	住所 会社名等 役職・氏名 Tu.				
	緊急連絡先 住所 Tu 収容人員 用途	名 管理面積	$ m m^2$		

防火管理者の資格を有する者であるための要件について

の「防火対象物の全体について	ての防火管理上必要な義務を適切に行うために
必要な権限及び知識を有する者」として、別紙	「防火対象物全体の防火管理に関する契約書」
で各火元責任者が選任する防火管理者	に付与する権限等については、下記のと
おりです。	

記

1 必要な権限の付与(消防法施行令第3条の2)

当該防火対象物全体に関わる全ての火元責任者から防火管理者に「当該防火対象物全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限が付与されている。

- (1) 当該防火対象物全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- (2) 当該防火対象物全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限
- (3) 当該防火対象物全体の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限
- (4) 防火管理上、必要な時に当該防火対象物の全部分に立ち入ることができる権限
- (5) 当該防火対象物全体の各火元責任者に対する、質問及び指示に関する権限
- (6) 当該防火対象物全体の消防用設備や、消火活動上必要な施設の点検整備に関する権限
- (7) 当該防火対象物全体における火気使用者、取扱者へ対する指示に関する権限
- (8) その他防火管理者の責務を遂行するために必要な権限

2 防火管理上必要な業務

各火元責任者から「当該防火対象物全体についての防火管理上必要な業務」について、次の内容の説明を受けている。

- (1) 各火元責任者が管理する範囲についての消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (2) 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。
- (3) その他火元責任者として行うべき業務に関すること。

当該防火対象物全体についての防火管理に係る消防計画

I 目的及びその適用範囲

1 目的

この計画は、消防法第8条第1項に基づき、防火管理者が、______の全体についての防火管理上必要な業務に係る事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この消防計画を適用する者の範囲は、 に勤務し、出入りする全ての者とする。

Ⅱ 各火元責任者の責務

1 各火元責任者の責務

- (1) 各火元責任者は、防火管理者の作成する消防計画に基づき、当該防火管理者に防火管理上必要な業務を実施させ、適正にその業務を遂行する。
- (2) 各火元責任者は、防火管理者に当該防火対象物全体についての防火管理上必要な業務を行わせること。
- (3) 各火元責任者は、防火管理者に当該防火対象物全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行できるように協力する。
- (4) 各火元責任者は、防火管理者の指示を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について防火管理者に報告又は承認を受けること。
 - ア 当該防火対象物全体の消防計画の作成又は変更(別表1 自衛消防隊の編成とその任務等) に関する事項について
- ▲イ 防火対象物の法定点検の実施及び結果について
 - ウ 消防用設備等・特殊消防用設備等(以下「消防用設備等」という。)の法定点検の実施及び結果に関する事項について
 - エ 建物等の定期検査の実施及び結果に関する事項について
 - オ 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を確認したとき
 - カ 火気を使用する設備器具(以下「火気使用設備器具」という。)又は電気設備の新設、移設、 改修等を行うとき
 - キ 臨時に火気を使用するとき
 - ク 大量の可燃物の搬入及び危険物の貯蔵・取扱いを行うとき
 - ケ 客席又は避難通路の変更を行うとき
 - コ 用途(一時的を含む。)を変更するとき
 - サ 内装改修又は改築等の工事を行うとき
 - シ 催物を開催するとき
 - ス 事業所で臨時に訓練を実施するとき
 - セ 防火管理業務の一部を委託又は防火管理者の業務を委託するとき
 - ソ 消防機関が行う検査等の実施及び結果について
 - タ 防火管理者から指示された事項を履行したとき
 - チ その他火災予防上必要な事項

Ⅲ 当該防火対象物全体についての防火管理業務

1 各火元責任者の管理する範囲等

- (1) 各火元責任者の管理する範囲
 - 防火対象物の各火元責任者の管理する範囲については、別記のとおりとする。
- ▲(2) 防火対象物の法定点検は次のとおり実施する。
 - ア 防火対象物の法定点検は、 の責任により別表2のとおり行う。
 - イ 点検を実施する場合は、防火管理者または、事業所の火元責任者或いは、管理的監督的地位 の防火管理に従事する者等が立ち会う。
 - (3) 消防用設備等の法定点検は次のとおり実施する。
 - ア 消防用設備等の法定点検は、_____の責任により行う。
 - イ 各火元責任者は、点検に必要な場所への立入りを認めるなど、点検が適切に実施できるよう 協力する。
 - ウ 点検を実施する場合は、防火管理者又は、各事業所の火元責任者或いは、管理的監督的地位 の防火管理に従事する者等が立ち会う。
 - (4) 自主点検は次のとおり実施する。
 - ア 防火管理者は、別表3「自主点検チェック表「消防用設備等」及び別表4「自主検査チェック表「防火対象物等」に基づき、自主点検を実施するものとする。
 - イ 自主点検の実施時期は、 とする。
 - ▲ウ 防火管理者は、消防用設備等の特例適用条件の適否状況について確認する。
 - (5) 点検結果の記録

防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等の法定点検の結果を取りまとめ、各火元責任者に報告するとともに、その取りまとめた記録を防火管理維持台帳に3年間保管する。

(6) 不備欠陥箇所の改修

防火管理者は、点検・検査により明らかになった不備欠陥について、速やかに改修するための 必要な措置を図るものとする。

▲1の2 当該防火対象物全体についての防火管理業務の一部委託

- (1) 当該防火対象物全体(各火元責任者等が個々に委託する場合を含む)についての防火管理上必要な業務の一部委託を受けて防火管理業務に従事する者(以下「受託者」という。)及びその業務の範囲等については、別表5「防火管理業務の委託状況」のとおりとする。
- (2) 防火管理者は、当該防火対象物全体についての防火管理業務の適正化を図るため、受託者が実施する防火管理業務について、別表 5 「防火管理業務の委託状況」に基づき、委託契約等の内容を確認する。
- (3) 受託者は、この計画に定めるところにより、防火管理業務を適正に行うとともに、当該防火対象物の各火元責任者及び防火管理者の指示の下にその業務を実施する。
- (4) 受託者は、受託した防火管理業務の実施状況について、定期的に防火管理者等に報告する。

2 自衛消防訓練

(1) 訓練の実施時期等

防火管理者は、当該防火対象物全体についての消火、通報及び避難の訓練等を_____ に実施する。

- (2) 訓練実施結果の保存
 - ア 防火管理者は、別表6の「消防訓練(計画・実施)通知書」を用いて、訓練の都度、今治市消防長へ報告するとともに、訓練を検証し、その結果を講評し、指導事項については、次回の訓練に反映させる。

イ 防火管理者は、アの「消防訓練(計画・実施)通知書」を防火管理維持台帳に綴じて、訓練を 行った日から3年間保管しておく。

3 避難施設等の維持管理及びその案内

防火管理者は、次により、廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設を適正に管理する。

- (1) 廊下、階段、避難口、通路等の避難施設
 - ア 避難の障害となる設備又は物品を設けない。
 - イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないよう維持する。
 - ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持する。
- ▲(2) 安全区画、防煙区画の維持管理
 - ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持する。
 - イ 閉鎖の障害となる設備又は物品を設けない。
 - (3) 避難経路の案内

各火元責任者は、従業員、児童、生徒等及び他の在館者(以下「従業員等」という。)に避難 口及び避難階段の位置を把握させるために、必要に応じて避難経路図等を掲出する。

4 自衛消防活動等

火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、各火元責任者は 相互に連絡、協力して火災、地震その他の災害に対応する。

(1) 通報連絡

火災を発見した者は、直ちに消防機関(119番)へ通報するとともに、防火管理者及び各火元責任者に報告する。

- (2) 消火活動
 - ア 火災発生現場の近くにいる者は、従業員等と協力して初期消火を行う。
 - イ 当該防火対象物全体についての消防計画において、初期消火の任務を担当している者は、防 火管理者の指揮下で、相互に協力して消火活動を行う。
- (3) 避難誘導
 - ア 当該防火対象物全体についての消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、従業員 等を安全な場所へ避難誘導する。
 - イ 当該防火対象物全体についての消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、避難誘導の際に、負傷者及び逃げ遅れた者等の把握に努め、知り得た情報を当該事業所の火元責任者及び防火管理者に報告する。
- (4) 休日・夜間等における防火管理体制

休日・夜間等に発生した災害等に対しては、次の措置を行う。

- ア 火災を発見した場合は、直ちに消防機関(119番)に通報後、初期消火活動を行うとともに、防 火対象物内の従業員等に火災の発生を知らせる。
- イ 営業時間外等に発生した災害等に対しては、在館中の事業所の従業員及びその他防火管理業 務に従事する者が協力する。
- ウ 各事業所の火元責任者等は、火災、地震その他の災害等により被害が生じた場合は、防火管 理者に報告する。

▲(5) ガス漏えい事故防止対策

ガス漏れ火災警報設備によりガスの漏えいを知り得た者は、直ちに防火管理者及び火元責任者に報告し、防火対象物内の従業員及び、その他防火管理業務に従事する者が相互に協力して、ガス爆発及び中毒による災害等の発生を防止する。

▲(6) 自動火災報知設備等と連動した通報(自動通報)対応

自動通報を利用している事業所の火元責任者は、自動火災報知設備が作動し、火災通報装置から消防機関へ通報されたときには、必要な初動措置を図るとともに、直ちに防火管理者に報告するものとする。

5 消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導

(1) 情報提供

防火管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した際に消防隊に対して情報提供するため、 次に掲げる図書等を に配置する。

- ア 防火対象物の概要表、平面図、詳細図、立面図、断面図、展開図、室内仕上げ表及び建具表 等
- イ 火気使用設備器具等の位置、構造等の状況を示した図
- ウ 緊急連絡先一覧
- 工 防火管理維持台帳
- (2) 消防隊の誘導

火災、地震その他の災害等が発生した際は、防火対象物の_____に消防隊の誘導のための配置員を置く。

6 教育・資格管理業務

(1) 防火教育

ア 防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対して、防火管理業務に必要な知識、技術を高 めるための教育を行う。

- イ 防火管理者が実施する対象物の全体に教育は、防火ついての訓練時にあわせて実施する。
- (2) 防火教育の内容

防火管理者が行う、防火管理業務に従事する者に対する防火教育の内容は次による。

- ア 当該防火対象物全体についての防火管理に係る消防計画の内容周知
- イ 各事業所の管理する範囲とその責務等
- ウ 自衛消防隊の編成とその任務
- エ 消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱要領
- オ 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設の維持管理
- カ 地震及びその他の災害が発生した場合の自衛消防活動に関する事項
- キ その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項
- (3) 放火防止対策

防火管理者は、次の放火対策を推進する。

- ア 建物内外の可燃物等の除去
- イ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠管理の徹底
- ウ 挙動不審者への声掛け
- エ 死角となりやすい廊下、洗面所等の可燃物の除去
- オ その他

(4) 工事中等の安全対策

- ア 防火管理者は、防火対象物内で増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う火 元責任者等と協力して「工事中の消防計画」を作成し、今治市消防長へ届け出る。
- イ 防火管理者は、各事業所が行う用途変更・間仕切変更・内装等の変更工事等又は催物の開催など不定期に行われる工事等に関し、必要に応じて、工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行うものとする。

▲(5) 甲種防火管理者再講習

管理権原者は、防火管理者の資格管理を適正に行い、甲種防火管理者再講習の受講を徹底する。

7 震災対策

- (1) 震災に備えての事前計画
 - ア 建築物等の点検及び補強

防火管理者は、建築物及び建築物に付随する施設物(看板、装飾塔等)の倒壊、転倒、落下 防止の措置状況を把握し、必要に応じて補強する。

イ 避難施設等の点検及び安全確保

防火管理者は、事業所が実施する避難施設及び防火設備の点検状況を確認し、不備等がある場合は、事業所の火元責任者に対して必要な措置を講じるよう指示する。

- ウ 資器材及び非常用物品の準備
 - (ア) 各火元責任者は、地震その他の災害に備え、消防計画に基づき、救助救護等の資器材及び 非常用物品を準備し、維持管理する。
 - (イ) 当該防火対象物全体における資器材及び非常用物品は、_____に次のものを配置する。

, = 0	
種 別	品 名
応急手当用品	
救助作業用資器材	
非常用物品	

▲上の表の他 別表7の通り

- (ウ) 防火管理者は、(イ)の資器材及び非常用物品の点検、整備を定期的に実施する。
- ▲エ 周辺地域の事業所、住民等との連携及び協力体制の確立

防火管理者は、周辺地域の事業所又は住民等との災害時の連携について、各火元責任者と協議し、協力体制の構築を図るように努める。

オ 地震速報・警報等発令時の対応措置

防火管理者は、地震速報・警報等が発せられた場合には、各火元責任者に、消防計画に定める地震速報・警報等発令時の対応を行わせる。

また、地震に関する情報に関して、館内放送等により在館者等へ伝達する。

- カ 従業員等の一斉帰宅の抑制
 - (ア) 防火管理者は、帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、在館者等に対し「むやみに 移動を開始しない」ことを館内放送等により広報する。
 - (イ) 各火元責任者は、防火管理者に対して災害時に従業員等が安全に待機できる場所(以下「施設内待機場所」という。) を確保させ、維持管理を行わせる。

施設内待機場所	•	•	•	

▲(ウ)

キ 帰宅困難者への情報提供

防火管理者は、公共交通機関の運行状況、二次災害に備えた余震、津波、火災等の危険に関する情報の把握に努め、館内放送等を活用して、在館者等に適宜伝達する。

ク 災害予防措置

各火元責任者は、防火管理者に対して、震災訓練等を実施した結果の確認及び検証を行わせ、 計画を改善していく取組み(PDCAサイクル)を行わせる。

(2) 震災時の活動計画

ア 震災時の自衛消防隊の任務

- (ア) 防火管理者は、当該防火対象物全体の被害状況を把握し、各火元責任者に周知するととも に、必要な措置を行わせる。
- (イ) 防火管理者は、当該防火対象物全体の被害状況及び活動状況を把握し、自衛消防隊に必要 な措置を行わせる。
- (ウ) 被害のない事業所又は活動の終了した事業所の自衛消防隊は、防火管理者から活動要請が あった場合は、協力して活動を行う。

▲イ 緊急地震速報の活用

防火管理者は、訓練及び防火教育の機会を捉えて、緊急地震速報の受信方法及び活用方法等 について、従業員及びその他防火管理業務に従事する者に周知し、効果的な活用を図る。

▲ウ 危険物等の流出、漏えい時の緊急措置

防火管理者は、危険物、毒物、劇物、薬品、高圧ガス等が流出又は漏えいが発生した場合は、 自衛消防隊を活用して応急の措置を行う。

工 初期救助 · 救護活動

- (ア) 各火元責任者は、事業所の安全措置を講じ、被害状況及び建物、火気使用設備器具等の点 検結果を防火管理者に報告する。
- (4) 防火管理者は、全体の被害状況を把握し、各火元責任者に必要な応急措置を行わせる。
- (ウ) 周辺地域で救助や消火が必要な場合は、協力して対応する。

オ 被害状況の把握等

- (ア) 防火管理者は、地震による建物の倒壊、火災の発生等の被害状況及び公共交通機関の運行 状況を把握し、各火元責任者に周知する。
- (4) 各火元責任者は、周囲の被害状況を掲示板、拡声器等を用いて、従業員等に周知する。

▲カ 周辺地域の事業所・住民との連携

防火管理者は、当該防火対象物全体の安全が確認できた場合は、周辺地域の事業所又は住民の応援に努める。

キ 従業員等の施設内待機等

- (ア) ______は、災害関連情報等を収集し、施設周辺の災害状況を把握するとともに、 施設の安全点検のためのチェックリストの項目に従い確認し、管理権原者に報告する。 施設チェック項目・・・別表4のとおり
- (4) 各火元責任者は、(7)の報告を踏まえ、施設内で待機できるか判断する。
- (ウ) 備蓄品の配布基準及び方法

(エ) 各火元責任者は、施設周辺の状況や施設の被害状況等から施設の安全性が確保できないと 判断した場合は、防火管理者の指揮の下、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。

(オ) 防火管理者は、各火元責任者に混乱収束情報を提供し、時差退社計画に基づく方面別の集団帰宅を促す。

(3) 施設再開までの復旧計画

ア ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策

- (ア) 防火管理者は、ガス、電気、上下水道、通信等途絶時に、非常用電源等の非常用物品を活用し対応する。
- (イ) 防火管理者は、地震後の二次災害発生を防止するために、火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。
- イ 危険物、ガス、電気等に関する二次災害発生防止措置
 - (ア) 防火管理者は、建物内に立ち入ることが危険と判断した場合は、立入禁止の措置を行い、 各火元責任者に周知する。

- (4) 各火元責任者、従業員及びその他防火管理業務に従事する者は、危険物及びガスの漏えいを確認した場合は、その都度、防火管理者に報告するとともに、適切な処置を行う。
- ウ 被害状況の把握

各火元責任者は、消防用設備等の被害状況を把握し、異常があった場合は、防火管理者に報告する。

- エ 復旧作業等の実施
 - (ア) 防火管理者は、復旧作業者に対し、消火器具の準備、避難経路の確認を行わせた後、復旧作業を行わせる。
 - (イ) 防火管理者は、建物の使用再開するときは、安全管理体制を確立するとともに、再開の時期等を各事業所に周知する。
- ▲(4) 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に関する事項は、別添1 のとおりとする。

Ⅳ 雑則

経費の分担

本計画に基づき、経費を必要とする事業を行うときは、その都度協議し、経費の分担を決定するものとする。

附則

この計画は、令和 年 月 日から施行する。

防火対象物の火元責任者の管理する範囲

(}	所有者(火元責任者) (法人の場合は名称及び代表者氏名)		所有部分		管理する範囲		
番号	火元責任者 名称(店舗名)	管理する	節囲	番号	火元責任者 名称(店舗名)	管理する範囲
			平面	面 図			
階層				階層			

自衛	消防隊本部長	(自衛消防隊に対	する指揮	、命令、監督等を行う。)			
自衛	消防隊長	(自衛消防隊本部長がラ	(自衛消防隊本部長が不在の場合は、その任務を代行する。)				
自衛	消防副隊長	(隊長を補佐し、隊長	が不在時	は、その任務を代行する。)			
本部	隊の編成 (テナント名等)	平常時の任務	地震速報	・警報等発令時の組織編成と任務			
指 揮 班		 隊長、副隊長の補佐 自衛消防本部の設置 地区隊への命令の伝達並びに情報の収集 消防隊への情報の提供並びに災害現場への誘導 その他指揮統制上必要な事項 	集でる 情班編。 収しす	1 報道機関等により地震速報・警報等に関する情報を収集し、各階に連絡する。 2 周辺地域の状況を把握する。 3 放送設備、掲示板、携帯拡声器等により在館者に対する周知を			
通報連絡班		 消防機関への通報並びに通報の確認 館内への非常通報並びに指示命令の伝達 関係者への連絡(緊急連絡一覧表による。) 		図る。 4 食料品、飲料水、医療品等及び 防災資機材の確認をする。 5 在館者の調査			
消火班		 出火階に直行し、消火器等による 消火作業に従事 地区隊が行う消火作業への指揮 指導 消防隊との連携及び補佐 	点検措 置班編成 る。	建物構造、防火設備、避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等・特殊消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講ずる。			
避難誘導班		1 出火階並びに上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放並びに開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 逃げ遅れの確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定	平常様と 編る。	混乱防止を主眼として、退館者の 案内及び避難誘導を行う。			

自衛消防隊の編成と任務(その2 地区隊)

地区隊長(担当区域の初動措置の指揮体制を図るとともに自衛消防隊長(本部)への報告連絡を行う。)

地 区 隊 の 編 成(テナント名等)

階 _	地区隊	階	地区隊	階 _	地区隊
地区隊長	()	地 区 隊 長	()	地 区 隊 長	()_
通報連絡班	()	通報連絡班	() ()	通報連絡班 	()
消 火 班	()	消 火 班 ———	()	消 火 班	()
避難誘導班	() ()	避難誘導班	() ()	避難誘導班	() ()
	平常時0)任務		地震速報・警報 と任務	等発令時の組織編成
通報連絡担当	消防本部への通幸	最及び防火管理者	・館内への連絡		こして編成し、テレり情報を収集する。
消火担当	消火器等による初	刃期消火及び本部	隊消火班の誘導	点検担当として 転倒、落下防止措	編成し、担当区域の :置を講ずる。
避難誘導担当	出火時における過	ーーーー 産難者の早期誘導		平常時と同様の 揮により、避難誘	編成とし、本部の指導を行う。

消防用設備等・特殊消防用設備等点検計画表

	点検実施月日	点検実	施月日	
消防用 設備等・ 特殊消防用 設備等の種類	点検の区分	機器点検	総合点検	
* 消防用設備等・特殊消防用設備等の占給を占給業者と契約している場合				

* 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検を点検兼者と契約している場合

点検設備業者	
住所	
電話番号	

自主検査チェック表「消防用設備等」

		目王検査ナェック表「消防用設備寺」	
	実 施 設 備	確 認 箇 所	点検結果
		(1) 設置場所に置いてあるか。	
		(2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	NA 1 HH	(3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落してい	
,	消火器	ないか。	
(年 月 日実施)	(4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まり	
		がないか。	
		(5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
	屋内消火栓設備	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
	泡 消 火 設 備	(2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。	
((移動式)	(3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	
	年 月 日実施)	(4) 表示灯は点灯しているか。	
		(1) 散水の障害はないか。(例. 物品の集積など)	
	スプリンクラー設備	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
(年 月 日実施)	(3) 送水口の変形及び操作障害はないか。	
`	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。	
		(5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
	水噴霧消火設備	(1) 散水の障害はないか。(例. 物品の集積など)	
(年 月 日実施)	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
`	,	(3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
	泡 消 火 設 備	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。	
	(固定式)	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
(年 月 日実施)	(3) 泡のヘッドに詰まり、変形はないか。	
		(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、	
		保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手	
		動式起動装置)	
	ア江州 ガラ沙 小乳性	(2) 手動式起動装置の直近の見やすい個所に「不活性ガ	
	不活性ガス消火設備	ス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」	
	ハロゲン化物消火設備	の表示が設けてあるか。	
(粉末消火設備	(3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどは	
(年 月 日実施)	ないか。	
		(4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
		(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
	屋外消火栓設備	(2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」	
(年 月 日実施)	と表示されているか。	
		(3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
		(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がな	
		いか。	
	動力消防ポンプ設備	(2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩み	
(年 月 日実施)	がないか。	
		(3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がな	
		いか。	
		(1) 表示灯は点灯しているか。	
	自動火災報知設備	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
(年 月 日実施)	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	
`		(4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
		(1) 表示灯は点灯しているか。	
	12 - 10 1 1 1/1/ #4 15 55 115	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
,	ガス漏れ火災警報設備	(3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所	
(年 月 日実施)	の変更等による未警戒部分がないか。	
		(4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。	
	漏電火災警報器	(1) 電源表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、	
(年 月 日実施)	(2) 文信機の外がに変か、損傷、腐良寺がなく、はこり、	
-		(1) 表示灯は点灯しているか。	
	北 	(2) 操作上障害となる物がないか。	
,	非常ベル	<u> </u>	
(年 月 日実施)	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等が	
		ないか。	

	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監	視
かり	用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2) 試験的に放送設備により、放送ができるか確認する	<u> </u>
		O .
	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。	
	(2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所	在
避難器具	がわかりにくくなっていないか。 (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部を	
(年月日実施)	さいでいないか。	×3-
	(4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さ	が
	確保されているか。	
	(5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。 (1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないな	
	(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等	
誘 導 灯	あって、視認障害となっていないか。	<i>7</i> 3 ·
(年月日実施)	(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等が	な
	く、かつ適正な取り付け状態であるか。	
	(4) 不点灯、ちらつき等がないか。 (1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。	
NV 15- 177 1	(2) 道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動車	<u>の</u>
消 防 用 水 (年 月 日実施)	進入通路が確保されているか。	
(中 月 日天旭)	(3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少し	て
	いないか。 (1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないな	
	(1) 医水口の周囲は、何め自動車の接近に叉陣がないなまた送水活動に障害となるものがないか。	/3、
連結散水設備	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
(年月日実施)	(3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。	
	(4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚	等
	の障害物がないか。 (1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないな	
	また送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
連結送水管	(3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用	
(年月日実施)	の障害となる物がないか。	
	(4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく	`
	扉の開閉に異常がないか。 (5) まこれは長れしているか。	
	(5) 表示灯は点灯しているか。	
II Me	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。	
非常コンセント設備	(2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の	開
(年月日実施)	閉ができるか。	
	(3) 表示灯は点灯しているか。	
/ :1:		
備 考		
		 :管理者確認
	1.7	
(備孝) 不備・欠陥がある場	今には 直ちに終抵防ル管理者に超失する	

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火管理者に報告する。

(凡例) ○…良 ×…不備·欠陥 ⊗…即時改修

自主検査チェック表「防火対象物等」

		実 施 項 目 及 び 確 認 箇 所	検査結果
	(1)	基礎部	
	, ,	上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠陥等がないか。	
	(2)	柱・はり・壁・床	
		コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	(3)	天井	
建	(-)	仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	(4)	窓枠・サッシ・ガラス	
物	\ •/	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある	
	腐	後、ゆるみ、著しい変形等がないか。	
構		外壁(貼石・タイル・モルタル・塗壁等)・ひさし・パラペット	
11.1	(0)	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割	
造	ħ	・・浮き上り等が生じていないか。	
坦		屋外階段	
	(0)	各構成部材及びその結合部に、ゆるみ・ひび割れ・腐食・老化等はないか。	
	(7)	手すり	
		支柱が破損・腐食していないか。また、取り付け部にゆるみ・浮きがないか。	
	(8)	消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。	
	(1)	外壁の構造及び開口部等	
	(1)	① 外壁の耐火構造等に損傷はないか。	
		② 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避	
		難の障害となる物品等を置いていないか。	
		③防火戸は円滑に開閉できるか。	
防	(2)	防火区画	
	(2)		
火		① 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。	
		③ 自動開閉装置(ドアチェック等)付の防火戸・防火シャッターのくぐり	
施		戸が完全に閉まるか。	
ルビ		「確認要領」 ○ 常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。	
⇒п.		○ 煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット	
設		等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。	
		④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで	
		降下するか。	
		⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。	
		⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。	
>##-	(1)	廊下・通路	
避	(1)	① 有効幅員が確保されているか。	
		② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を配置していないか。	
	(2)	階段	
難	(2)	事すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。	
美田		② 階段室の内装は不燃材料になっているか。	
		③ 階段室に設備・機器等の障害物を配置していないか。	
		● 階段室に設備・機器等の障害物を配置していないが。● 非常用照明がバッテリーで点灯するか。	
施	(3)	避難階の避難口(出入口)	
/JE	(3)		
		① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。	
設		③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。	
		④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。	

	(1)				ライヤー等)、給湯器 呆たれているか。また		てい
مار		ないか。	· 2/22 42	⊢thr ₁ ∧	NITCHOUS WIND ON		
火気			等は、亀裂、	老化、	損傷していないか。		
使					る厨房設備の天蓋、		防火
用 ダンパー及び排気ダクトは、清掃されているか。							
設 ④ 防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。 ⑤ 煙突、排気筒及び排気ダクトに変形、損傷がないか。また、可燃物品							
					いか。また、可燃物	か品か	
器具	(0)	ら適正な距離	離が保たれて	こいるだ) ¹ ,		
六	(2)	暖房器具(ガス	スストーフ、	石油/	ストーフ等)		
		 自動消火 火気周囲 	安直は、週上	こに機関	症するか。 ていても、		
	(1)	変電設備	よ、登理登場	貝 <i>され</i> し	(いるか。		
電	(1)		主任者等の資	学校をプ	有する者が検査を行っ	っているか	
気					置いていないか。	J (V) (V)	
厂		③ 変電設備/					
設	(2)	電気器具					
			接続を行って				
備		0		[気器]	具を適正に使用してい	いるか。	
危	(1)	少量危険物貯					
/ -			げられている		1		
7/4					は、正しく記載されて	ているか。	
険			は適正に機能				
			到、落下防」 伏況は適正 <i>た</i>		よめるか。		
物		⑥ 危険物の			数けないか		
					<u> </u>	シュに角型笑けた	レンカシ
施	(2)	指定可燃物貯		7 42.7/	JI (C) (E) (E) (F) (F)	ンコに电役等はは	7.7.0
7.2	① 標識は掲げられているか。						
⇒ n.			所周辺に火気		いか。		
設		 整理整頓 	(集積)のホ	犬況は」	良いか。		
	12 1		検査実施	拉日	検査実施者氏名	検査実施日	統括防火管理者
	関係		年 月	日		年 月 日	
	関係		年月	日		年月日	
	関係	<u></u>	年 月 年 月	日日		年月日	
火気設備器具			· 'TT: 🗆		ll .	年 月 日	
		10分					
電気	、設備を (設備) を物施記		年月年月	日日		年 月 日 年 月 日	

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火管理者に報告する。 (凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

防火管理業務の委託状況

大式】	
防火対象物の名称	
管理権原者氏名	
防火管理者氏名	
受託者の氏名	氏名(名 称)
及び住所	住所(所在地)
法人にあっては	<u>Tel</u> — —
名称及び主たる	担当事務所
事務所の所在地	<u>Tel</u> — —
受託者の行う	
防火管理業務	
の範囲	
受託者の行う	
防火管理業務	
の方法	

消防訓練(計画・実施)通知書

代表者 氏名

事業所名

今治市消防長

									電記	活	()		
	;	次の。	とお	り消	防訓練を(計	画・実施	i)しま	したの	ので通知	印します。					
		対象													
所		在		地											
		対象									(項)	
		(🗵													
	火	対象	₹ 物												
名				称								1			
防	火	管	理	者					訓練	参加者	数				人
訓	練	実	施	日	令和	年	月	日	時	分から		時	分	まで	
訓	練	の	種	別		消火訓練		[コ通報 訓	練		□避	難訓網	練	
訓	練	Ø	概	要											

一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄 (例)

備蓄場所	仿	精蓄品 日の備蓄量)	人/3日分の備蓄量
		アルファ化米(3食分)	
	食料品	<u></u> 乾パン(1缶)	
		<u></u> 缶詰(3缶)	
	飲料水	ミネラルウォーター (3リットル)	
		簡易ベッド	
	災害時要援護者用	簡易間仕切り壁	
		乳幼児用食品	
		粉ミルク	
		哺乳器	
		車いす	
		毛布・保温シート等 (1枚/人)	
	その他の物資	簡易トイレ	
		敷物・ブルーシート等	
階		携帯ラジオ	
		懐中電灯	
		乾電池(単1から単4)	
		使い捨てカイロ(3個)	
		ウエットティッシュ	
		非常用発電機	
		工具類	
		ヘルメット	
		軍手	
		地図(1都3県)	
		拡声器	

	南海トラフ地震防	5災規程送付書	
		令和 年	月 日
今 治 市 長	殿		
		(法人にあっては、主たる	る事務所の所在地)
	住所		
		(法人にあっては、その名和	你及び代表者の氏名)
	<u>氏名</u>		印
南海トラフ地震防災規	作成 B程を したので、南 変更	羽海トラフ地震に係る地 層	終防災対策の推進に
関する特別処置法第8条	タス 第2項の規定により送付し	ます。	
施設又は事業の名称	(南海トラフ地震に係る 8条第1項第1号該当)	る地震防災対策の推進に	:関する特別措置法第
施設の場合にあって は当該施設の所在地			
施設又は事業の概要			
連絡先	住 所		
Æ MI /L	 	電話番号	

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

(南海トラフ地震防災規程)

(目的)

第1条 この消防計画(地震防災規程)は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(組織)

- **第2条** 南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織(以下「地震防災隊」という。)は、次のとおりとし、その編成及び任務を別表第1のとおり 指定する。
 - 一 地震防災隊に隊長及び副隊長を置く。
 - 二 隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置し、各々班長を置く。

(隊長等の権限及び業務)

- **第3条** 隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震に伴う津 波警報等が発表された場合等、南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の 措置を講ずるものとする。
 - 一 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
 - 二 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその 旨及び必要な措置について周知すること。
 - 三 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。
 - 四 従業員を(②)

-) に集合させ避難させること。
- 五 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。
- 2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(従業員の責務)

第4条 南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した従業員は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するものとする。

(情報収集連絡班の業務)

- 第5条 情報収集連絡班は、次の活動を行うものとする。
 - 一 隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時隊 長に報告すること。
 - 二 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を使い、顧客、その他の従業員に伝えること。
 - 三 あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。

(避難誘導班の業務)

- 第6条 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。
 - 一 地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに別図の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所(別表第1に記載)までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。
 - 二 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導すること。
 - 三 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止 に努めること。
 - 四 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

(その他不測の事態)

- **第7条** 隊長は、南海トラフ地震が発生した以後の状況等から、この消防計画(地震防災 規程)どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらない ことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。
- 2 各班の班長は、班がこの消防計画(地震防災規程)どおりに活動することが困難又は 適当でないと判断したときは、ただちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受ける ものとする。

(訓練)

- **第8条** 隊長が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年1回以上行うものとする。また、 地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。
 - 一 情報収集・伝達に関する訓練
 - 二 津波からの避難に関する訓練
 - 三 その他前各号を統合した総合防災訓練

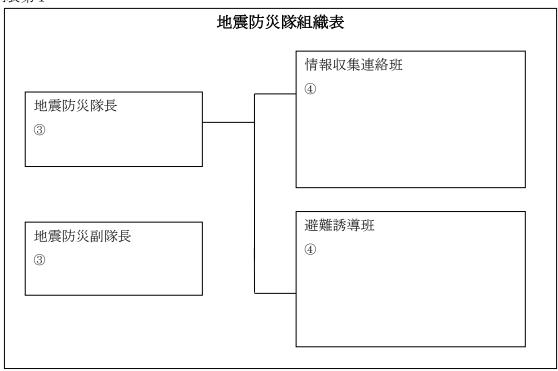
(教育)

- 第9条 隊長が従業員等に対して行う教育は次による。
 - 一 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - 二 地震及び津波に関する一般的な知識
 - 三 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - 四 従業員等が果たすべき役割
 - 五 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - 六 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(広報)

- 第10条 隊長が顧客等に対して事前に行う広報は次による。
 - 一 地震が発生した場合に出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動、自動車運行の 自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - 二 正確な情報入手の方法
 - 三 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - 四 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - 五 各地域における避難地及び避難路に関する知識

別表第1



地震防災隊活動要領

担当区分	任務内容
地震防災隊長	1 報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。 2 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。 3 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。 4 従業員を集合させ避難させること。 5 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。
情報収集連絡班	1 隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。 2 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を顧客、その他の従業員に伝えること。 3 あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。
避難誘導班	1 地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに別図の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。 2 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導すること。 3 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。 4 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

(⑤避難場所